

昭和二十年

麴町 赤坂
小浜 下谷
品川 中野
板橋 荒川
横浜

各
税
務
署
所
得
調
査
委
員
選
挙
事
務
要
綱

国立公文書館	
分類	③ ④
排架番号	3 A
	15
	8-1-48

8/1/48



8-1-48

0274

昭和二十年

麴町 赤坂
小石川 下谷
品川 中野
板橋 荒川
横濱 川

各稅務署所得調查委員選舉事務要綱

東京財務局

国立公文書館

分類

③ ④

3 A

15

配架番号

8-1-48

財務局 稲村孝次

東京財務局直税部
電話九ノ内四〇一三二五五三
四一八二四一八三

選挙事務一覽

(数字は本書の項目を示す)

事項	期限	税務署長の事務	市區町村長の事務
選挙期日の決定及通知		八	
選挙人名簿の作成	九月二十五日現在	九	
選挙人名簿副本送付	成るべく 九月三十日迄	九	
選挙期日の公示	十月十八日以前		一九
選挙人名簿副本縦覧	自十月九日 至十月十五日		二〇
関係人異議申立	同上期間		
右に對する決定	申立より五日以内	一〇	
選挙人名簿正本修正		一一	
同 副本修正			一二
選挙人名簿の確定	十月二十四日		
投票開票立會入選任			一三、一三
投票用紙の準備			一四
選挙期日	十月二十五日		
投票及開票	同		一五、一六、一七
選挙録作成	同		一八
選挙報告	同		一九
選挙會期日の決定公示		二二	
選挙會立會入選任		二三、二四	
選挙會		二五	
選挙録作成		二六	
當選人へ通知		二七	
市區町村長へ通知		二七	
當選人の公示		二七	三〇

めくれず

凡例

0276

- 一、本書は本年十月執行すべき麴町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及横濱各税務署所轄内所得調査委員選舉事務に付當事者の便覽に供する爲編纂したるものなり。
- 二、本書は執務上の便を圖る爲勉めて事務執行の順序に依り法令書式等を示し末尾に今回改選を行ふべき當局管内税務署所轄内所得調査委員會設置區域及定員數並に選舉に關する罰則を參考として抄録したり。
- 三、本書は選舉期日を十月二十五日と定め説明を施したるものなり。
- 四、本書例示の書式中法令に別段の定めなきものは事務取扱の便宜上一定したるものなり。

昭和二十年九月

東京財務局

投票及開票事務	三五
當選人の公示	四一
別表	四三
所得調査委員會議設置區域及定數表(抄)	四三
參照	四三
選舉に關する罰則	四三

所得調査委員の改選

0278

◇選舉及任期

一 麹町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及横濱各稅務署所轄内現所得調査委員の任期は本年九月三十日を以て終了し、十月中に改選を要す。

(所得稅法第五十三條第二項)

選舉區域ノ變更ニ因リ其ノ區域内ニ於ケル第三十六條第一項ノ所得ニ付其ノ年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ營業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ増減ヲ來シタル場合ニ於テハ所得調査委員及補缺員ノ任期ハ選舉區域ノ變更アリタル月ヲ以テ終了スルモノトス但シ其ノ選舉區域ノ變更ノ月ガ一月ナルトキハ二月、三月乃至八月ナルトキハ九月、十月乃至十二月ナルトキハ翌年二月ヲ以テ終了スルモノトス

(所得稅法第五十四條)

所得調査委員及補缺員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

二 所得調査委員を選舉するときは同時に所得調査委員と同數の補缺員を選舉す。

(所得稅法第四十一條第二項)

所得調査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之下同數ノ補缺員ヲ選舉スベシ

三 今回の改選に因り選舉せられたる所得調査委員及補缺員の任期は改選前の所得調査委員及補缺員の選舉期日の屬する月より四年を以て終了す。

(所得税法第五十六條第二項)

選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレタル所得調査委員及補缺員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル所得調査委員及補缺員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

◇選舉資格

四 所得調査委員及補缺員を選舉し又は所得調査委員若は補缺員に選舉せらるゝ資格は次の通とす。

(1) 選舉區域内に居住する者なること。

選舉人名簿調製後選舉の當日までに住所を變更したる場合は左記に依ること。

(イ) 同一投票區域内の變更なるときはその投票區に於て選舉すること。

(ロ) 同一選舉區域内の變更にして投票區を異にする場合は選舉人名簿に登録せられたる投票區に於て選舉すること。

(ハ) 選舉區域を異にして變更したる場合は選舉資格を失ふこと。

(2) 所得税法第三十四條第一項及營業税法第十六條の規定に依り一月三十一日迄に申告を爲し且其の決定を受けたる者なること。

(イ) 「申告を爲し」とは所得金額又は純益金額の申告を爲したるの意にして申告に付いては左の通り取扱ふこと。

○ 缺損の申告を爲したる者は無資格とすること。

○ 控除の申請のみを爲し所得金額又は純益金額の記載なき者は無資格とすること。

○ 所得金額又は純益金額にして法定の金額に達せざる申告と雖も有資格とすること。

○ 所得金額又は純益金額の申告書に前年通りと記載しあるもの、其の前年額は前年申告あるものは決定の有無に拘らず申告額を指し、申告なきものは決定額を指すものと看做して資格の有無を決定すること。

(ロ) 臨時租税措置法、戦時災害國稅減免法に依る免除又は應召從軍軍人の所得又は純益金額改算の結果納付税額なきに至りたる場合と雖も選舉資格を有するものなること。

- と。
- (ハ) 郵便を以て申告したる場合郵便官署の消印が一月三十一日以前なるときは假令期限後に於いて税務署に到達したる申告書と雖も期限内の申告と認むること。
- (ニ) 被相続人の爲したる納税又は申告は其の相続人の納税又は申告と看做すこと。
- (ホ) 前項の場合には家督相続たるを問はず又其の被相続人の所得又は營業の種目如何を問はざること。
- (ヘ) 被相続人の受けたる所得金額又は純益金額の決定は相続人の受けたる所得金額又は純益金額の決定と看做すこと。
- (ト) 所得税、營業税の双方に付申告を爲し且其の双方に付決定を受けたる者と雖も二個の選舉權は有せざること。
- (チ) 所得税、營業税何れか一方のみを申告し其の決定を受けたるを以て足ること。
- (リ) 申告、決定及納税の場所が一致せざる場合と雖も(2)に依り決定を受けたる者は選舉資格を有すること。

(3) 選舉人名簿に登録せられたる者なること。

(4) 以上の如く(1)乃至(3)に依り資格を有する者と雖も左の各號の一に該當するときは資格なきこと。(選舉人名簿に登録せられたる者にして選舉當日迄に本項に該當するに至りたる者は資格を失ふ)

(イ) 無能力者(禁治産者、準禁治産者、未成年者及有夫の婦)

未成年者の年齢計算は九月二十五日の現在に依ること。(大正十四年九月二十七日以後の出生は未成年なり)

(ロ) 破産者にして復権を得ざる者。

(ハ) 國税滞納處分を受けたる後一年を経ざる者。「國税滞納處分を受けたる者」とは財産差押の處分を受けたる以上、其の賣却を執行せられざるものと雖も之を包含し、尙「一年を経ざる者」には處分結了の時より一年を経ざる者を含む)

(ニ) 六年の懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者。

- (ホ) 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者（其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者）とは刑の執行を全く終へざる者「現に服役中の者又は假出獄中の者」又は判決確定せるも刑の執行猶豫中の者にして其の猶豫期間の終らざる者を指稱す）
- (ヘ) 所得税法第九十四條又は第九十五條の規定に依り禁錮以上の刑に處せられ其の刑の執行を終りたる後又は時効に因る場合を除くの外執行の免除を受けたる後五年を経ざる者。
- (ト) 所得税法第八十八條乃至第九十五條又は營業税法第三十三條乃至第三十五條の規定に依り罰金又は科料の刑に處せられ其の裁判確定の後五年を経ざる者。
- (チ) 選舉人名簿調製の日の現在に於て選舉資格なき者は假令選舉當日迄に所得税法第四十三條第一項但書各號に該當せざること明瞭なる場合と雖も選舉資格なきこと。
- (リ) 稅務代理士は所得調査委員たることを得ざること。

0281

（所得税法第四十三條第一項）

- 選舉區域内ニ居住シ第三十六條第一項ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ヲ爲シ且其ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタルモノハ所得調査委員及補缺員ヲ選舉シ又ハ所得調査委員若ハ補缺員ニ選舉セラレルト得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 無能力者
- 二 破産者ニシテ復讐ヲ得ザルモノ
- 三 國稅滞納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經ザル者
- 四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者
- 五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者
- 六 第九十四條又ハ第九十五條ノ規定ニ依り禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リタル後又ハ時効ニ因ル場合ヲ除ク外執行ノ免除ヲ受ケタル後五年ヲ經ザル者
- 七 第八十八條乃至第九十五條又ハ營業税法第三十三條乃至第三十五條ノ規定ニ依り罰金又ハ科料ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ經ザル者

（所得税法第四十三條ノ二）

稅務代理士ハ所得調査委員タルコトヲ得ズ

◇選舉區、投票區及開票區

五 東京財務局管内麴町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及横濱の各稅務署に於ける所得調査委員會設置區域及所得調査委員の定數は別表（卷末參照）の通なり。

(所得税法第四十條)

各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

所得調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

(所得税法施行規則第四十七條)

所得税法第四十條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クベキ市ハ大藏大臣之ヲ指定ス

(同四十八條)

所得調査委員ノ定數ハ七人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得

(同施行規則第九條)

所得税法第四十條、同法施行規則第四十七條及第四十八條ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クベキ區域及調査委員ノ定數ハ別表ニ依ル

六 所得調査委員選舉の投票區及開票區は市町村の區域に依ること。但し東京都の中野東

京市及横濱市に在りては區の區域に依る。

七 所得調査委員及補缺員の選舉區域は所得調査委員會を置くべき區域(別表参照)に依

る。又選舉會に關する事務は稅務署長之を擔任す。

(所得税法第四十一條第一項)

所得調査委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

(同第四十二條第一項)

所得調査委員及補缺員ノ選舉區域ハ所得調査委員會ヲ置クベキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

(同第四十四條第一項)

投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ選舉會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

稅務署長の事務

◇選舉期日の決定及通知

八 稅務署長は選舉期日を十月二十五日と定め、成るべく九月三十日迄に到達するやう左記様式に依り選舉人名簿副本を添へて市區町村に通知すること。

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年九月 日

何稅務署長 氏 名 圖

市、區、町、村長 殿

所得調査委員及同補缺員選舉期日通知書

、選舉期日 昭和二十年十月二十五日

右期日に於て所得調査委員及同補缺員選舉執行ノ上其ノ結果ヲ選舉終了後直ニ報告相成度選舉人名簿副本添付
右及通知候也

0283

(イ) 市區町村長に於て選舉期日の公示を爲したるときは其の月日の報告を受くること。

(ロ) 一投票區を通じ棄權又は其の他の事由に因り投票なかりし場合と雖も其の旨直に市區町村長より報告を受くること。

(ハ) 警察署長には取締上の參考として選舉期日を通知すること。(都長官、警視總監及神奈川縣知事には本局より通知)

(ニ) 選舉人名簿に登録せられたる者なき市區町村に對しても選舉期日を通知すると共に選舉期日前二十日(十月五日)を期し、五日間選舉人名簿に登録せられたる者なき旨を公示せしむること

(所得稅法第四十五條第一項)
稅務署長ハ所得調査委員及補缺員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長ニ通知スベシ

◇選舉人名簿

九 九月二十五日(選舉期日前三十日)現在に依り選舉人名簿正本及副本を調製し、其の副本は關係者の縦覧に供する爲成るべく九月三十日迄に市區町村長に送付す。(八の通

0285

左記様式に依り通知を爲す。

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年 月 日		何 務 署 長 氏		名 園	
市、區、町、村長 殿		選舉人名簿副本修正通知書		所得調査委員及補缺員選舉人名簿副本左記ノ通修正相成度 右及通知候也	
記 (「」内ハ除線ヲ施スコト)					
住 居 所	氏 名	摘	要		
何、 、 、 、 番地	甲 野 太 郎	昭和二十年 月 日死亡			
、 、 、 、	乙 野 二 郎	昭和二十年十月 日異議申立ニ依リ修正			
、 、 、 、	何 々 々				

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年十月 日		何 務 署 長 氏		名 園	
何 市 區 町 村		何 某 殿		選舉人名簿ニ關スル決定通知書	
昭和二十年 月 日附所得調査委員及補缺員選舉人名簿ニ關スル異議 申立ニ對シテ、通決定ス					
一、申立ヲ採用シ難シ					
(何々ヲ何々ト修正ス)					
(何々)					

一一 前項に依り名簿の修正を要するとき及異議申立なきも選舉當日迄に選舉資格なきに至りたるものあるときは、正本を修正し、直に市區町村長をして副本を修正せしむる爲



(所得税法施行規則第五十條第三、四、五項)
 關係者選舉人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ
 稅務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ決定スベシ
 前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長
 ナシテ其ノ副本ヲ修正セシムベシ
 選舉人名簿ハ選舉期日ノ前日ヲ以テ確定ス

◇選舉會

一、選舉會は豫め市區町村長より選舉報告書の到達すべき日取を見込み(豫め打合せ置
 くこと)適宜の期日を定むること。その期日は左記様式に依り稅務署及適當と認むる場
 所(大體當該選舉區域内の市區役所、町村役場掲示場を可と認む)に公示すること。
 (用紙適宜)

公 示

當稅務署所轄内(郡部)所得調査委員及補缺員選舉會ノ日時及場所左ノ如シ
 一、選舉會ノ日時 昭和二十年十月 日午後 時開始

一、選舉會ノ場所 當稅務署(何々)
 右 公 示 ス

昭和二十年十月 日 何 稅 務 署 長

0286

(所得税法施行規則第五十五條)
 選舉會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ク

一、選舉會には、各選舉區域毎に、有権者中より適宜二人の立會人を選任し左記様式に
 依り通知す。
 立會人は成るべく候補者に非ざる者を選任し當日立會に支障なきやう豫め内諾を求め置
 き尙萬一の故障に備ふる爲補缺者を銓衡し置く等遺漏なきを期すること。



(用紙日本標準規格B5)

通知書

本月何日當稅務署(又ハ何々)ニ於テ執行スベキ當署所轄内(市郡)所得調査委員及補缺員選舉會ノ立會人ニ選任候間當日午後 時迄ニ御臨席相成度右及通知候也

昭和二十年十月 日

何稅務署長 氏

名 圖

何市、區、町、村、、、番地

何 某 殿

(所得稅法第四十九條)

投票開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムベシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(同施行規則第五十六條)

稅務署長ハ選舉區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選舉會ニ立會ハシムベシ

0287

一四 選舉立會人ニ對する給與其の他

(イ) 稅務署所在地内より選任せられたる者には日當二圓五十錢を支給すること。

(ロ) 同所在地外より選任せられたる者には旅費を支給すべきを以て成るべく當日左記様式の請求書を提出せしめ本局に進達すること。

日當請求書

(用紙日本標準規格B5)

何縣郡市區町村、、、番地

何 某 圖

何々代理店(何々郵便局)支拂ニ指定

日

昭和二十年十月

支出官 東京財務局長 殿

日當請求書

一金貳圓五十錢

但シ何月何日何稅務署ニ於テ(市郡)所得調査委員選舉會執行ニ付之ガ立會人トシテ出席立會ニ從事シタル日當一日分

右請求候也

備考

支拂場所は最寄日本銀行代理店又は郵便局を適宜指定記載すること。
旅費請求書

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年十月 日
何縣郡市區町村、番地 何 某團
支 出 官
東京財務局長殿
選舉會立會人旅費請求書
一金
但シ何月何日何稅務署ニ於テ(市郡)所得調査委員選舉會執行ニ付之ガ立會人トシテ出席立會ニ從事シタル旅費
内 譯

月 日	摘 要	鐵道賃		船 賃		車馬賃		日 當
		何 何	何 何	何 何	何 何	何 何	何 何	
何月何日	何地出發何地經過何地歸着	何 何	何 何	何 何	何 何	何 何	何 何	何 何
計		金 何程	金 何程	金 何程	金 何程	金 何程	金 何程	金 何程

備考

旅費金額は別掲大藏省所管旅費支給規則第七條第一項に依り計算すること。

(大正二年大藏省令第二十五號抜萃)
第四條ノ二 稅務署所在地内ヨリ選任セラレタル所得調査委員又ハ……ノ選舉立會人……ニハ旅費ヲ支給セズ日當二圓五十錢ヲ支給ス
稅務署所在地外ヨリ選任セラレタル所得調査委員又ハ……ノ選舉立會人……ニハ別表定ムル所ニ依リ旅費ヲ支給ス但シ旅行行程陸路七料未満又ハ鐵道二十一料以下ナルトキハ旅費ヲ支給セズ日當二圓五十錢ヲ支給ス
前項但書ノ適用ニ付テハ陸路、鐵道ニ亘ル旅行ナルトキハ陸路一料ヲ以テ鐵道三料ト看做ス



七、當選人ノ住所氏名

所得調査委員

市 區 町.....番地

何 某

補 缺 員

市 區 町.....番地

何 某

八、所得調査委員被選舉人何某(何年何月何日生)及何某(何年何月何日生)

ハ得票數同シキヲ以テ年長者タル何某ヲ以テ當選人トス

九、補缺員被選舉人何某ハ得票數何票ナルモ所得調査委員ニ當選シタルニ

付次點者ヲ以テ補缺員ニ當選セシム

一〇、選舉會終了日時

十月 日何時何分選舉會ヲ終了ス

二、前各項ノ外必要ト認メタル事項

以上選舉錄ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印ス

昭和二十年十月 日

投票人總數

投票總數

補缺員

何何

何

内

有效投票

補缺員分

何何

票票

無效投票

補缺員分

何何

票票

五、選舉會ニ於テ有效又ハ無效ト調査シタルモノ

(イ) 何區(又ハ市町村)ヨリ報告ニ係ル調査委員(又ハ補缺員)ニ選舉セラ

レタル何某ハ選舉人名簿ニ登録ナキモノニ付其ノ投票ヲ無効トス

六、被選舉人ノ氏名及得票數

所得調査委員

.....票

何 某

補 缺 員

.....票

何 某

0291

備考

所得調査委員毎に作成すること。

一七 當選人を決定したるときは、左記甲號書式に依り當選人に通知し、乙號書式に依り市區町村長に通知し、丙號書式に依り稅務署揭示場に公示す。

甲號書式(當選人に對する通知)

(用紙日本標準規格B5)

何稅務署長 氏 名 名 名 名
 立會人 氏 氏 氏 氏
 同 氏 氏 氏 氏

名 名 名 名
 印 印 印 印

二六

通知書

當稅務署所轄内所得調査委員(補缺員)ニ當選相成候ニ付及通知候也

昭和二十年十月 日

何稅務署長 氏 名 名

何市區町村、、、番地

何 某 殿

乙號書式(市區町村長に對する通知)

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年十月 日

何稅務署長 氏 名 名

市、區、町、村長 殿

所得調査委員及補缺員當選者通知書

當稅務署所轄内所得調査委員及補缺員左ノ通常選ニ付此旨公示相成度右及通知候也

所得調査委員 何 何 何 何 何 何

同補缺員 何 何 何 何 何 何

某 某 某 某 某 某

丙號書式(公示)

(用紙適宜)

公 示

當稅務署所轄内所得調査委員及補缺員左ノ通當選ス

所得調査委員

何 何
.....
某 某

補 缺 員

何 何
.....
某 某

右 公 示 ス

昭和二十年十月 日

何 稅 務 署 長

(所得稅法第五十一條第一項)

6292

所得調査委員及補缺員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長ニ通知スベシ

一八 選舉會終了したるときは調査委員及補缺員の住所、氏名、得票、職業、生年月日、經歷等を調査し左記様式に依り所得調査委員及補缺員名簿に登載し直に其の副本を當財務局長に報告すること。

(用紙日查標準規格B5)

所得調査委員(補缺員)名簿				稅 務 署			
當選補选 年月日	事 故	得 票	職 業	住 所	氏 名	生年月日	摘 要

備 考

所得調査委員會毎に區分し所得調査委員と補缺員とは別紙とすること。

市區町村長の事務

準備事務

一九 稅務署長より選舉期日の通知(八參照)を受けたるときは左記例示に依り公示すること。(此の公示は選舉期日七日前(十月十八日)に爲せば可なるも成るべく二〇の選舉人名簿副本縦覽期日と同時に公示するを可とす。從て縦覽開始期日たる十月五日前に爲すこと。)

投票の時間及開票の時刻は區内の有權者數に依り適宜に定むること。

(用紙適宜)

公示

何稅務署所轄内(市部)(郡部)所得調査委員及補缺員選舉ノ投票及開票ノ場所、日時及選舉人名簿副本縦覽期間左ノ如シ
一、投票及開票ノ場所 當區役所(何々)

二、投票ノ日時	昭和二十年十月	日	自午前
			五午後
三、開票ノ時刻	同日午後		時
四、選舉人名簿副本縦覽期間	昭和二十年十月五日	ヨリ	五日間

右公示ス
昭和二十年十月 日
何區(市町村)長

0293

(所得稅法第四十五條第二項)

市區町村長前項ノ通知(選舉期日ノ通知)ヲ受ケタルトキハ少クとも選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スベシ
(同施行規則第四十九條)

所得稅法第四十五條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

二〇 稅務署長より選舉人名簿副本の送付を受けたるときは十月五日より十月九日迄の五日間市區役所、町村役場に於て關係者の縦覽に供すること。

(所得稅法施行規則第五十條第二項)

市區町村長ハ選舉期日前二十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ五日間市區役所又ハ町村役場ニ於テ選舉人名簿ノ副本ヲ關係者ノ縦覽ニ供スベシ

二一 稅務署長より選舉人名簿副本修正通知書(一一參照)を受けしときは直に修正

すること。

二三 投票区内に於ける有権者中より投票及開票に立會する立會人二人を選任し左記の通知を爲すこと(當日立會に支障なき様豫め内諾を受け置く等の要あるべし)尙市區町村内に於て有権者一人なる場合は立會人一人なるも止むを得ざるべし。

(用紙 日本標準規格B5)

通知書

本月二十五日當區(市)役所、(町、村)役場、(何々)ニ於テ執行スベキ何稅務署所轄内(市部)(郡部)所得調査委員及補缺員選舉ノ投票及開票立會人ニ選任候間當日午前 時迄ニ御臨席相成度
右及通知候也

昭和二十年十月 日

何市(區、町、村)長 氏

名 冊

何市區町村、番地

何 某 殿

(所得稅法施行規則第五十一條)

市區町村長ハ投票区内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムベシ

二三 投票及開票の立會人には、日當金二圓五十錢を國庫より支給せらるゝに付成るべく當日左記様式の請求書を徹し、稅務署長に送付せられたきこと。

(用紙日本標準規格B5)

何縣郡市區町村、番地

何 某 殿

何々代理店(何々郵便局)支拂に指定

年 月 日

支 出 官

東京財務局長殿

日當請求書

一金貳圓五拾錢

但シ十月 日何市(區)(町)(村)ニ於テ何稅務署所轄内(市部)(郡部)所得調査委員選舉ニ付之カ立會人トシテ出席立會ニ從事シタル日當一日分
右請求候也

0294

一人の氏名を各別の用紙に記載投票すべきこと。

所得調査委員及補缺員に付各一人一票とし、無記名投票とす。

(所得税法第四十六條第一、二、三項)

選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ所得調査委員及補缺員ノ各選挙ニ付一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ當日投票時間内ニ自ら投票所ニ到リ被選挙人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票ス

ベシ

二七 投票の効力は立會人の意見を聴き市區町村長に於て決定す。

(所得税法施行規則第五十二條)

投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聴キ市區町村長之ヲ決定スベシ

二八 投票を終りたるときは左記例示に依り選挙録を作成し、投票の有効無効を區別し、

共に調査委員の任期間保存すること。

(用紙日本標準規格B5)

所得調査委員及補缺員選挙録
一、投票及開票ノ場所 何市區役所、(何町村役場)、(又ハ何々)

二、投票ノ日時

昭和二十年十月 日 自午前 時 時
同日午 時着手午 時終了

三、開票ノ日時

何市區町村、番地 何 某

四、立會人ノ住所氏名

人

五、投票人ノ總數

所得調査委員.....票 補缺員.....票
六、投票ノ總數 所得調査委員.....票 補缺員.....票
内 有效投票 所得調査委員.....票 補缺員.....票
無効投票 所得調査委員.....票 補缺員.....票

七、投票ヲ無効ト認メタル事由

所得調査委員

何々ニ依ル

.....票

補缺員

何々ニ依ル

.....票

八、被選挙人ノ氏名及得票

所得調査委員	何 某	票
補 缺 員	何 某	票
九、何々(其他必要ト認メタル事項ヲ記載スルコト)	以 上	
昭和二十年十月 日 ×		
何市區町村長	何	某 某
立 會 人	何 何	某 某
同	何	某 某

(所得税法施行規則第五十三條)

市區町村長ハ投票ノ有效無效ヲ區別シ所得調査委員ノ任期間之ヲ保存スベシ

二九 右選舉録の作成と同時に左記例示に依り稅務署長に選舉報告書を送付すること。

(この報告は選舉會に支障を來さしめざる爲成るべく即刻送付する様取計はれたし)

但し便宜選舉録寫を添付割印を施し報告書に代へるも差支へなきこと。
(用紙日本標準規格B5)

昭和三十二年十月 日	何區(市町村)長 氏 名 剛
何稅務署長 殿	
所得調査委員及補缺員選舉報告書	
一、投票及開票ノ場所	何 々
二、投票ノ日時	十月 日自午前 時至午 時
三、開票ノ日時	同日午 時着手午 時終了
四、立會人ノ住所氏名	何市區町村、番地 何 某
五、投票人の總數人
六、投票ノ總數	所得調査委員.....票
内 有效投票	所得調査委員.....票
無效投票	補缺員.....票
	補缺員.....票
	補缺員.....票
	補缺員.....票



七、投票ヲ無効トシタル事由	
所得調査委員	何々ニ依ル
補 缺 員	何々ニ依ル
何々ニ依ル	票
八、被選舉人ノ氏名及其ノ得票	所得調査委員
補 缺 員	何 某
票	何 某
以上	票

(所得税法第四十七條)

市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スベシ
 (國施行規則第五十四條)
 投票ノ調査終リタルトキハ市町村長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スベシ
 一、投票及開票ノ日時及場所
 二、投票及開票ノ立會人ノ住所及氏名
 三、投票人及投票ノ總數並ニ有效投票及無效投票ノ數
 四、投票ヲ無効ト決定シタル事由
 五、被選舉人ノ氏名及其ノ得票數

0298

◇當選人ノ公示

三〇 稅務署長より當選人の通知(一七參照)ありたるときは左記例示に依り公示するこ
 と。

(用紙適宜)

公 示
 何稅務署所轄内(市郡)所得調査委員及補缺員左ノ適當選セリ
 所得調査委員 何 某

第二百三十五條 投票、検査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁
刑ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十六條 圖書ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ増減シ其他詐欺ノ行爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕
禁刑ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

所得稅法(抄)

第九十四條 所得調査委員、其ノ補缺員、所得審査委員又ハ其ノ補缺員ノ選舉ニ關シ常選ヲ得又ハ得シメ若ハ得シ
メザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與ヲ爲シ、要
應接待ヲ爲シ又ハ其ノ申送若ハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス、要
前項ノ供與若ハ餐應、接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其等ノ申送ヲ承諾シタル者亦前項ニ同シ

前二項ニ規定スル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタル者亦第一項ニ同シ

第九十五條 所得調査委員、其ノ補缺員、所得審査委員又ハ其ノ補缺員ノ選舉ニ關シ投票ヲ得又ハ得シメ若ハ得シ
メザル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個々ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲シタル者ハ一
年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

SHIPPING ADVICE # 15057

SACK # 35

ITEM # 15